

一般社団法人大館青年会議所 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人大館青年会議所(英文名Junior Chamber International ODATE)(以下、本会議所)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を秋田県大館市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党及び宗教のために利用しない。

3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国内外との都市交流を通じた、地域社会の健全な発展及び活性化を目的とする事業

(2) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

(3) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

(4) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

(5) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

(6) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

(1) 正 会 員

大館市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了まで正会員としての資格を有するものとする。

(2) 特別会員

40歳に達した年の事業年度末日まで正会員であった者で、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労があった者で、理事会で承認された者をいう。名誉会員からは会費を徴収しない。

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

- 2 40歳に達した当該年度に本会議所の理事であった者は、前項にかかわらず選任の事業年度に関する定時総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入 会)

第7条 本会議所の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規程に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。
- 3 会員は総会において定める会費を納入しなくてはならない。但し、理事等の役員が制限年齢に達した翌年度まで職務を担っている場合にはこの限りでない。

(退 会)

第10条 会員は、本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある時はこの限りでない。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休 会)

- 第12条 会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。
- 2 このほか休会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員資格の喪失)

- 第13条 会員が次の各号の一つに該当するときは、会員としての資格を失う。
- (1) 第10条により退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 法人または団体が解散したとき。
 - (5) 第11条により除名されたとき。
 - (6) 総正会員が同意したとき。(正会員を対象としたときに限る)。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 正会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときには、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他いかなる請求をもすることができない。

第3章 役 員 等

(役 員)

- 第15条 本会議所に次の役員を置く。
- | | |
|--------|------------|
| (1) 理事 | 10人以上20人以内 |
| (2) 監事 | 2人以上4人以内 |
- 2 前項の理事のうち、1人を理事長、3人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第16条 理事及び監事は、総会においてこれを選任及び解任する。
- 2 理事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。
 - 3 監事は、本会議所の会員のうちから選任しなければならない。

- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長および専務理事を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者および専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 5 本会議所の理事のうち、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 そのほか役員の選任に関して必要な事項は、役員選任に関する規程に定める。

(理事の職務・権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、本定款で定めるところにより本会議所の職務の執行を決定する。
- 2 理事長は、本会議所を代表し、職務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。
 - 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
 - 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

- 第19条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

- 第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

- 第21条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査

しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第22条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長)

第25条 本会議所に直前理事長を1名置くことができる。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、理事の職務について必要な助言を行わなければならない。

3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 直前理事長の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

(顧問)

第26条 本会議所に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本会議所に対し、必要な助言を行うことができる。

4 顧問の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

(報酬等)

第27条 理事、監事、直前理事長及び顧問は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとする。

2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引
- (3) 本会議所がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては第41条に定める理事会の規定によるものとする。

(責任の免除)

第29条 本会議所は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の定める額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(構成)

第30条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第31条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 事業報告及び事業報告の附属明細書の承認
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書(以下、「計算書類等」という。)、財産目録の承認
- (4) 会費の額及び入会金等の決定及び変更
- (5) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (6) 正会員の除名
- (7) 定款の変更
- (8) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 役員報酬規程
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 本会議所の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分方法の決定
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に定める事項の承認

(開催)

第32条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったときは、請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第34条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第33条第3項に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(議決権)

第35条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第36条 総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

(決議)

第37条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回るときは、

過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでのものを選任する。

(議決権行使の委任)

第38条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、法令の定める所により他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第39条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長及び議長が指名した正会員2名が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第40条 本会議所に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。
(1) 理事長、副理事長並びに専務理事の選定及び解職
(2) 総会の日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定
(3) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
(4) 事業計画及び収支予算の承認
(5) 理事の職務執行についての監督
(6) 前号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
2 理事会は次に掲げる事項その他重要な職務執行の決定を理事に委任することはできない。
(1) 重要な財産の処分及び譲り受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の職務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
(6) 第29条の責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
2 定例理事会は毎月1回開催する。
3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集

の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が自ら招集したとき。

(4) 第20条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき。

(5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を召集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、各理事及び各監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

第45条 理事会は決議に加わることでできる理事の半数以上の出席により成立する。

(決議)

第46条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わるできない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事がこれに署名しなければならない。

第6章 例会、委員会

(例会)

第48条 本会議所は、年11回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。また必要に応じて幹事を置くこ

とができる。

- 3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 正会員は理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長を除き、原則として全員いずれかの委員会に所属しなければならない。
- 5 その他委員会に関して必要な事項は運営規程に定める。

(室、会議、特別委員会)

- 第50条 本会議所は、事業を円滑に進めるため室、会議、特別委員会を置くことができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、運営規程に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第51条 本会議所の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第52条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会に報告しなければならない。
- 2 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第53条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 本会議所は、前項の定時総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第8章 管理

(事務局)

- 第54条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。

- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、庶務規程に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第55条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常備しておかなければならない。
- (1) 定款その他諸規程
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、次条第2項に定める規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第56条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 その他、情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程に定める。

(個人情報の保護)

- 第57条 本会議所は、職務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報管理規程に定める。

(公告)

- 第58条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第59条 本定款は、総会の決議により変更することができる。
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

- 第60条 本会議所は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全

部または一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第61条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第62条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第63条 本会議所の清算に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第64条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(施行規程等)

第65条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の設立の登記日に特例民法法人大館青年会議所の会員であった者に係る本会議所への入会金及び設立初年度の会費は第9条の規定にかかわらず納入義務を免除する。
- 4 本会議所の最初の理事長は木村治とする。
本会議所の最初の専務理事は豊吉哲也とする。

一般社団法人大館青年会議所 会員資格規程

(総 則)

第1条 本規程は一般社団法人大館青年会議所定款（以下、定款）に基づき、本会議所会員資格に関する事項を定める。

(入会審議に関する事項)

第2条 入会ならびに入会資格について次の各号のように定める。

- (1) 入会資格は、当該年度末日において満39歳迄とする。
- (2) 入会の申し込みは正会員2名の推薦を必要とする。入会希望者は所定の入会申込書に記入し、推薦者が署名の上、理事長宛に提出する。入会希望者は推薦者と共に理事長と面談し、会議所に関する責任義務について誓約する。
- (3) 入会申し込みの取りまとめは当該年度の理事長がとり決めた担当委員会で行い、理事会に申し送り、理事会はこれを審議し仮入会の諾否を決定する
- (4) 仮入会2ヶ月間に総会、例会、委員会及び会議所事業を含めた出席状況を確認した上、本人が正式入会を希望し、理事会がこれを承認した時に正式入会が確定する。
- (5) 正式入会を認められた会員は、入会金並びに年会費を納入して正会員の資格を得、入会認証証を与えられる。

(推薦者の資格)

第3条 新入会員の推薦者の資格は次の各号の通りとする。

- (1) 新入会員を推薦する者は、正会員であると共に年会費を期日までに納入し、且つ年間出席率の優秀なる者。
- (2) 被推薦者に対して一年間本人の出席、会費の納入を始めとする会員の義務の遂行に道徳的責任を負える者。

(推薦者の責任)

第4条 推薦者は被推薦者について入会から1年間、次の各号に関し積極的に指導を行い、その責任を負うものとする。

- (1) 青年会議所活動に対する早期理解と積極的な参加。
- (2) 出席率の向上。
- (3) 新入会員の義務の履行。
- (4) 会費納入の励行。

(会費に関する事項)

第5条 会員は、本会議所の新事業年度開始日に所属している年度分の会費の納入義務を負うものとし、会費等の額及び納入期限は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 正会員年会費 | 115,000円 |
| 納入期限 | 毎年1月末まで全納する。但し、12月中に事務局に申請書を提出することにより、分割納入をすることができる。財務担当理事は分割納入申請者を当該年度1月理事会において報告する。
分割納入については、毎事業年度開始日の前日までに理事会で決議を得なければならない。 |
| (2) 特別会員会費 | 在籍最終年度の正会員の年会費の1年分。 |
| 納入期限 | 毎年1月末日、但しこれは終年会費とする。 |
| (3) 賛助会員年会費 | 1010,000円 |
| 納入期限 | 毎年1月末日 |
| (4) 新入会員年会費 | 正式入会した月から換算して、正会員年会費の月割りした金額とする。 |
| 納入期限 | 正式入会が確定した日から30日以内。 |
| (5) 入会金 | 15,000円 |
| 納入期限 | 正式入会が確定した日から30日以内。
但し、正会員から特別会員になる場合、及び他会議所の正会員であったものが転居等により当会議所に入会する場合、及び賛助会員は入会金を必要としない。 |

2 会費は、その他会計に5%以上を使用し、それ以外の部分を法人会計に充てるものとする。

(会員資格喪失及び休会)

第6条 正会員が出席義務並びに会費納入義務を著しく怠った場合は、理事会の決定に基づき、理事長は出席又は会費納入の督促状を発送する。猶予期間はその決定の日から10日間とする。

2 前項の猶予期間内に何等回答なきときは、理事長は理事会にこれを報告し、理事会の決議により更に10日間の猶予期間を設けて、退会勧告状を発送する。退会勧告に何等回答なきときは、定款第12条1項4号に基づき総会の決議により除名することができる。

3 長期に亘る病気若しくは海外出張等により、長期欠席を余儀なくされる時は休会届を提出するものとする。

- 4 休会期間は1年以内とする。
- 5 休会期間中は会議所の正会員としての資格を一時停止する。
- 6 休会中の会費は、正会員の半額とし本規程第5条の期限内に納入する。
- 7 本条4項及び6項に定める規定は、休会を申請する者が休会の事由、その期間を明記した理由書を休会届に付して理事長に提出し、これを理事会が承認した場合はこの限りでない。

(特別会員)

- 第7条 正会員の年齢を超過した会員は定款に定める役員を除き、その年度末において自動的に本会議所を退会し、特別会員となる資格を有する。
- 2 前項以外に特別会員となるための申込みを為すことはできない。
特別会員を希望する者は改めて特別会員申込書を理事長に提出する。
 - 3 特別会員年会費は本規程第5条による。
 - 4 特別会員は理事会の諮問ある場合に限り本会議所の運営に関する意見を具申する事ができる。

(賛助会員)

- 第8条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む正会員資格を有しない個人、法人又は団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。
- 2 賛助会員を希望する者は賛助会員申込書を理事長に提出する。
 - 3 賛助会員年会費は本規程第5条による。

(名誉会員)

- 第9条 本会議所に功労ある者は、理事会の決定により名誉会員に推薦する。名誉会員権は当該年度のみとする。但し重任及び終身にわたることを防げない。

(雑則)

- 第10条 本規程に定めるもののほか、会員資格に関する事項はその都度総会において決定する。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定は、平成 26年 7月 23日から一部改正して施行する。

※以下の庶務規定、運営規定、役員選任に関する規程、役員報酬規程役員報酬規程、個人情報管理規程、情報公開規程にも上記附則が適用されますが、同様の記載のため本書では省略致します。

【変更】一般社団法人 大館青年会議所 庶務規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人大館青年会議所定款（以下、「定款」という）に基づき事務局、財政局、会計処理、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を定める。

(事務局)

第2条 専務理事は事務局を統括する。

- 2 事務局長は専務理事を補佐し、次の事項を分担処理する。
 - (1) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
 - (2) 用度及び備品の管理に関する事項
 - (3) その他理事長の命ずる事項

(財政局)

第3条 専務理事は財政局を統括する。

- 2 財政局長は専務理事を補佐し、次の事項を分担処理する。
 - (1) 現金、預金の出納に関する事項
 - (2) 会費の徴収及び資金に関する事項
 - (3) 会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事項
 - (4) その他理事長の命ずる事項

(会計)

第4条 会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

- (1) 帳簿
総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿、備品台帳
 - (2) 決算書及び諸表
貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財産目録、事業報告書、監査報告書
 - (3) 伝票
入金伝票、出金伝票、振替伝票
- 2 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て、冗費をはぶき効果的に運用することに努めなければならない。
 - 3 単位事業の終わったとき、担当委員長は速やかに計算書、見積書、領収書及び関係書類をそろえ、理事会に提出しなければならない。
 - 4 金銭の出納は財務担当理事の責任とする。ただし、日常の経費に充てるため小口の現金を事務局に預けたり、あるいは事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しし

たりすることは差し支えない。

- 5 出納にあたって次の書類を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとする。
 - (1) 収入について発行した領収書の控
 - (2) 支出については相手方の領収書
 - (3) 領収書徴収不能については担当委員長が発行した支払証
- 6 入金した現金及び小切手は速やかに銀行口座へ預け入れ、事務所内に極力現金を置かないように努める。
- 7 会計はつとめて銀行の普通預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長の印を使用する。
- 8 決算にあたっては前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は原則として、それぞれ担当する科目に振替、関係帳簿を照合かつ整理し、銀行預金残高証明書等証憑書類をそろえ速やかに定款第 5 5 条に定める決算書類を作成しなければならない。

(慶弔)

第 5 条 正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔金、若しくは記念品を贈る。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 正会員の結婚 | 5, 000円 |
| (2) 正会員の死亡 | 10, 000円 |
| (3) 正会員の病気(2週間以上の病臥のとき) | 5, 000円 |
| (4) 正会員配偶者の死亡 | 5, 000円 |
| (5) 正会員の両親、子供の死亡 | 5, 000円 |
| (6) 正会員及び会員夫人の出産祝 | 5, 000円 |

以上の他、必要と認めるときは、理事会の協議によりこれを決定する。

(旅費・交通費等に関する補助)

第 6 条 会議所の用務をもって理事会より依頼又は承認を受けて出張した場合次のとおり補助を支給する。

- (1) 各種大会への参加に対する補助
各種大会へ参加する者には登録料・旅費の一部を当該年度の予算範囲内において支給することが出来る。
- (2) 出向者に対する補助
国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、東北地区協議会、秋田ブロック協議会へ出向する者には委員会費・旅費の一部を当該年度の予算範囲内において支給することが出来る。ただし出向者は支給にあたって出向報告書を理事長に提出しなくてはならない。
- (3) その他補助
前項の他、必要と認められた時は、理事会の承認によりこれを決定する。

(4)

(事務局員)

第 7 条 事務局員に関する事項は次のように定める。

- (1) 事務局員の公務出張はその実費を支給する。
- (2) 事務局員の慶弔については正会員に準じてとりあつかう。
- (3) 事務局員の給与等は理事会において決める。
- (4) 事務局員の退職について生じる事項は理事会において決める。

(雑則)

第8条 本規程に定めない事項はその都度理事会において決定する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

2 この規定は、平成 28年 11月 1日から一部改正して施行する。

一般社団法人 大館青年会議所 運営規程

(総則)

第1条 本規定は一般社団法人大館青年会議所（以下、本会議所）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為に一般社団法人大館青年会議所定款（以下、定款）に基づき組織運営に関する原則を定める。

(役員の仕事)

第2条 本会議所役員は定款に定める事項の他、次の仕事を有する。

2 理事長は次の仕事を有する。

- (1) 理事長は本会議所を代表し、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

3 直前理事長

- (1) 毎回、理事会に出席し、意見を求められたときに理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

4 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営並びに対外的な活動のため、一体となって努力する。
- (2) 各委員会の連絡調整を図る。

5 専務理事

- (1) 理事長を補佐し、次の事項を把握処理する。
 - 庶務、文書、慶弔並びに関係官庁への報告及び登記に関する事項
 - 用度及び備品の管理に関する事項
 - 事務局の統轄及びその人事給与等に関する事項
 - 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
 - 現金、預金の出納に関する事項
 - 会費の徴収及び資金に関する事項
 - 会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事務
 - 他に属さない庶務に関する事項

6 理事

- (1) 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して議事録又は報告書を速やかに担当室長、副理事長を経て、理事長に提出する。
- (2) 財務担当理事は、金銭の出納、諸帳簿の責任管理をし、且つ年度終了後遅滞な

く財務に関する決算書類を作成し、理事長に提出する。

(3) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

7 監事

(1) 監事は本会議所の業務および財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告を提出しなければならない。

(2) 監事は他の職務を兼務することができない。

(理事会の職務・運営に関する事項)

第3条 定款第41条1項に定められる、理事会が決定する業務執行内容は、具体的に下記各号のものである。

(1) 定款第41条第1項第1号～第5号の決議案の決定

(2) 事業計画に基づき実施される各事業の事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業計画に基づき実施された事業報告及び収支計算の承認

(4) 例会に関する事項

(5) 会員の入退会、出席向上に関する事項

(6) 新入会員の指導に関する事項

(7) 委員会編成及び設置改廃に関する事項

(8) 委員会活動の助長及びその調整に関する事項

(9) 広報活動に関する事項

(10) 事務局の統轄及び人事給与等に関する事項

(11) 褒賞に関する事項

(12) その他、本会議所の目的達成に必要と思われる事項

2 委任状による出席及び議決権の行使はこれを認めない。

2 定款に定める理事以外に理事長が指名した者は、理事会に出席することができる。但し、議決権を有しない。

(室)

第4条 定款第50条に規定する室の設置については、当該年度理事会において定める。

2 室には、その性格、内容に応じた委員会を理事会の承認を得て、所属させることができる。

3 室には原則として、室長1名を置くことが出来る。ただし、理事会において必要と認められた場合はこの限りではない。

4 室長はその担当する室内の各委員会を掌握し、必要に応じて室会議を開くことができる。

5 室会議は室長、委員長、副委員長をもって構成する。

6 室長は室会議の内容について記録し、事務局に提出しなければならない。

(委員会)

第5条 定款第49条に規定する委員会の設置については各年度の理事会において決定する。

2 前項の場合、各委員会の職務分掌を明確にするため、予めその内容を理事会で決定す

- る。
- 3 設置された委員会は副理事長が分担指導する。
 - 4 委員会には委員長1名、副委員長1名以上2名以内、幹事1名以上2名以内、及び相当数の委員を置く
 - 5 委員長は本会議所の理事として委員会を代表し、その活動を統括する。
 - 6 副委員長は委員長を補佐し、また委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 7 幹事は委員長、副委員長を補佐し、委員会の円滑な運営に関する業務を遂行する。
 - 8 委員会は原則毎月1回以上開き、それぞれの事業計画の立案、検証、実施を行い会議所運動の推進母体となる。

(特別委員会及び会議)

- 第6条 本会議所は特別に必要な事由が生じた時に、理事会の議決により事由に応じた委員会及び会議（以下特別委員会という）を設置することができる。
- 2 特別委員会は名称、主たる業務及び構成員数は理事会で決定する。
 - 3 特別委員会の委員長又は議長は、理事長が本規則の第2条に基づく役員の中から指名し、理事会の承認を得た者がこれに当たる

(例会等への出欠)

- 第7条 総会、例会、委員会における欠席、遅刻、早退する場合はその都度届け出るものとする。
- 2 公務出向及び本会議所にかかる事業により、総会、例会をやむを得ず欠席した場合は、理事長の承認をもって、出席扱いとすることが出来る。

(褒賞に関する事項)

- 第8条 次の事項に該当する委員会または委員を理事会において審議し理事長がこれを褒賞する。
- (1) 会議所の拡大に著しく努めた委員会または委員
 - (2) 会議所運動に頭著な功績があった委員会または委員
 - (3) 複数の年度に亘って出席率の優秀なる会員

(雑則)

- 第9条 本規程に定めない事項はその都度理事会において決定する。

(改廃)

- 第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

一般社団法人 大館青年会議所 役員選任に関する規程

(総則)

第1条 本規程は一般社団法人大館青年会議所定款に基づき、役員選任に関する事項を定める。なお、役員とは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事及び監事をいう。

(選挙管理委員会)

第2条 本会議所は、次年度理事長候補者選出のため、その選挙の管理および執行する機関として選挙管理委員会を設置する。

第3条 選挙管理委員会の定員は5名とする。

2 選挙管理委員会は毎年4月例会で選出する。選出方法は出席正会員より、3名連記の方法で上位5名を選挙管理委員会とする。ただし、得票が同数の場合は抽選による。

3 選挙管理委員会の委員は、互選により委員長を定める。

4 選挙管理委員会の委員長は、互選後、速やかに委員を招集し、選挙管理委員会を実施する。

5 委員長は委員会の会務を統括し委員を代表して、総会並びに理事会に出席し、選考に関する事務につき報告及び、意見を述べることができる。

6 選挙管理委員より候補者が出た場合は、その候補者は委員を辞任し、選挙管理委員選出時の次点者が委員になるものとする。

第4条 選挙管理委員会の任期は、原則として選挙終了後より、本規程に定める総会承認が必要な全ての案件が承認される総会までとする。

2 理事長選考委員会が設置された場合は、選挙管理委員会は解散になるものとする。

(理事長選)

第5条 次年度理事長候補者は、正会員の直接選挙により選出する。

第6条 本会議所の正会員は、各1個の次年度理事長候補者の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているもの、休会中の正会員は除く。

第7条 第5条によって選出される次年度理事長候補者は、当該年度の4月末日現在において、正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは被選挙人となり得ない。

- (1) 会費の納入を遅滞しているもの
 - (2) 次年度において正会員の資格なきもの
 - (3) 理事もしくは監事の1回以上の経験なきもの
- 但し、1回とは1年の任期を全うしたことをいう。

第8条 選挙管理委員会は第7条に該当する有資格者に4月末日迄に通知する。

第9条 次年度理事長被選挙権を有するものが立候補を行う場合には、5月10日正午までに次の書類を添えて本人が直接選挙管理委員長へ提出しなければならない。ただし、休日の場合は翌日の正午までとする。

- (1) 理事長候補者の氏名、経履書及び会議所における履歴書
- (2) 候補者の立候補に対しての趣意書と会議所に対する将来への展望

2 郵送による立候補手続は、これを無効とする。

3 提出された書類は選挙選考終了後も保存書類として事務局において管理される。

第10条 選挙管理委員会は立候補者の資格及び書類の審査を行い、その資格が正しければ直ちに立候補者氏名、投票日、投票場所を正会員に通知しなければならない。

第11条 投票は選挙管理委員会所定の用紙を用い、5月25日迄に選挙管理委員会の指定する場所で行う。但し、立候補者1名のみの場合は無投票当選とする。

第12条 不在者投票及び委任者投票は認めない。

第13条 開票は選挙管理委員会及び現在の監事立合いのうえ、行わなければならない。

第14条 理事長選挙においては、有効投票の最多数を得たものを当選者とする。但し、最高得票者が有効投票の過半数を得ないときは、次点者と決選投票を行う。

2 得票者が1位、2位同数の場合は決選投票を行う。

3 次の各号のひとつに掲げる投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 被選挙権を有しない会員の氏名を記載したもの
- (3) 記載の氏名を確認し難いもの
- (4) その他無効票の判定は選挙管理委員会の裁定によるものとする

第15条 選挙管理委員会は第11条により選出された次年度の理事長の氏名を、遅くとも6月30日迄に理事会に通知しなければならない。

(理事長選考委員会)

第16条 選挙管理委員長は、理事長立候補者の届出がない場合、次年度理事長選考のため、理事長選考委員会（以下「選考委員会」）を設置する。

- 2 選考委員会は当該年度理事長及び、理事経験者5名で構成され、当該年度理事長が各々指名により選出する。
- 3 任期は、原則として指名後より、本規程に定める総会承認が必要な全ての案件が承認される総会までとする。
- 4 選考委員長は当該年度理事長が務める
- 5 選考委員長は指名後、速やかに委員を招集し第1回目の選考委員会を実施する。
- 6 選考委員会は協議の上、次年度理事長候補者案を原則として6月10日迄に決定し理事会に通知し臨時総会に上程する。ただし、選考委員会の委員より、前述の候補者を選出することをさまたげない。
- 7 選考委員会の推薦した次年度理事長候補者が、臨時総会において否認された場合は、選考委員会は直ちに新たな次年度理事長候補者を選出しなければならない。

(役員選出)

第17条 次年度理事長候補者は、前章に定める理事長選挙若しくは理事長選考により、その当選が確定した日から残りの理事及び監事を指名により選出する。

- 2 次年度理事長候補者によって指名選出される理事及び監事は、当該年度の5月30日現在における正会員たることを要する。

但し、下記に掲げるものは被選出人となり得ない。

- (1) 理事長
- (2) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (3) 会費の納入を遅滞しているもの。

第18条 次年度理事長候補者は、前条により指名した理事全員の中から次年度の専務理事候補者1名を指名により選出する。

第19条 次年度理事長候補者は選出された次年度専務理事候補者の氏名を当該年度中に開催される臨時総会の前迄に理事会に通知しなければならない。

(通知・報告・承認)

第20条 当該年度理事長は本規定の定めるところによって選出された次年度役員候補者及び予定者氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第21条 当該年度理事長は、年度内に開催される臨時総会に於いて、選出された次年度理事長候補者及び専務理事候補者の選出に関し承認を得なければならない。また次年度役員予定者の選出に関する経過の概要を説明し、臨時総会に於いて報告しなければならない。

(理事長候補者の所信表明)

第22条 次年度理事長候補者は、当選が確定した後に行われる臨時総会に於いて所信表明し、会員との意見交換の場を設けなければならない。

(組 織 構 成)

第 2 3 条 次年度理事長候補者は、速やかに専務理事候補者及び理事予定者を招集し人事組織の構成及び各委員会の分担を協議の上決定する。

(発 効)

第 2 4 条 本規定により選出された次年度専務理事候補者及び役員予定者は、翌事業年度開催される定時総会終了後に正式に本会議所の役員となる。

2 次年度理事長候補者は、翌事業年度定時総会終了後、最初に開催される理事会において選任の承認を受けた時より正式に本会議所の理事長となる。

(役員の補充選任)

第 2 5 条 本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。その指名選出は第 1 7 条に準じて行うものとする。当該年度理事長は役員の補充選任が行われた以後、最初の総会に於いて役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

(雑 則)

第 2 6 条 この規程に定めるもののほか、役員選任に関し必要な事項は理事会の決議を経てこれを定める。

(改 廃)

第 2 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

1 本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規定は、平成 26年 7月 2日から一部改正して施行する。

一般社団法人 大館青年会議所 役員報酬規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人大館青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。
- 第2条 正会員の資格を有する役員の報酬は無報酬とする。
- 第3条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。
(1) 報酬の額の算定方法は、1ヶ月間につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。
(2) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
(3) 支給の方法は、銀行振込による。
- 第4条 本規程に定めるもののほか、役員報酬に関する事項はその都度総会において決定する。

【変更】一般社団法人大館青年会議所 個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大館青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第57条に従い、個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いに関してこの法人の会員及び職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報及び特定個人情報等を適切に保護・管理することを目的とする。

(特定個人情報等の保護)

第1条の2 会議所は特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を定める。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(3) 職員

「職員」とは、本会議所の定款第54条第2項に定めるものをいう。

(4) 個人情報及び特定個人情報等管理者

「個人情報及び特定個人情報等管理者」とは、本規程の運用に関する責任と権限を有する者をいう。本会議所においては専務理事を当該管理者とする。

(5) 特定個人情報等事務取扱責任者

「特定個人情報等事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の取扱いに関する責任者のことをいう。

(6) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、個人番号を内容に含む個人情報のことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、会員及び職員に適用する。また、退会又は退職後においても、在任又は

在籍中に取得した個人情報及び特定個人情報等については、この規程に従うものとする。

- 2 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報及び特定個人情報等管理責任者)

第4条 本会議所においては、専務理事を個人情報及び特定個人情報等管理責任者とする。

- 2 個人情報及び特定個人情報等管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報及び特定個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたりすること等が無いように管理する責を負う。

(特定個人情報等事務取扱責任者)

第4条の2 本会議所において、特定個人情報等の事務取扱責任者は、理事長が指名した職員ならびに該当事業等を担当する役員とする。

(個人情報の取得・利用)

第5条 個人情報及び特定個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報及び特定個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、個人情報及び特定個人情報等の利用目的及びその利用方法を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。
- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報及び特定個人情報等を取得する場合には、本人等に対して前項に掲げる事項を、書面又はこれに代わる方法で通知し同意を得なければならない。

(個人情報及び特定個人情報等の提供)

第6条 法令で定める場合を除き、個人情報及び特定個人情報等は第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報及び特定個人情報等を含む業務を第三者に委託する場合には、本会議所が当該業務委託先に課した個人情報及び特定個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適宜、確認・指導するものとする。

(安全管理)

第7条 個人情報及び特定個人情報等の管理責任者は、個人情報及び特定個人情報等の安全管理のため、個人情報及び特定個人情報等の漏洩又はそれに繋がる備品の紛失防止に努めるものとする。

- 2 個人情報及び特定個人情報等の管理責任者は、必要に応じて個人情報及び特定個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報及び特定個人情報等を取り扱う会員及び職員等に遵守させなければならない。

(会員・職員等の指導)

第8条 個人情報及び特定個人情報等の管理責任者は、個人情報及び特定個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報及び特定個人情報等を扱う会員及び職員に対して、必要かつ適切な指導を行うものとする。

(個人情報及び特定個人情報等の消去・廃棄)

第9条 保有する必要がなくなった個人情報及び特定個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

(個人情報及び特定個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第10条 本会議所がすでに保有している個人情報及び特定個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規定は、平成 28年 11月 1日から一部改正して施行する。

【変更】一般社団法人 大館青年会議所 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 大館青年会議所（以下「本会議所」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会議所の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本会議所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第8条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本会議所は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 本会議所は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第58条の方法によるものとする。

(公表)

第6条 本会議所は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第7条 本会議所は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置き書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

- 2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 本会議所の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

- 2 閲覧の日は、本会議所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、本会議所は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 正会員以外の閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 別途定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、別途定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(WEBによる情報公開)

第11条 本会議所は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しWEB上による情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(管理)

第12条 本会議所の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議を経てこれを定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規定は、平成 28年 11月 1日から一部改正して施行する。

別表 1

対象書類等の名称		対象者 制限	謄写	WEB 公開	備え置き期間
定款			○	○	
規程			○		
会員名簿 (※1)		正会員			
役員名簿 (※2)			○	○	
計算書類等	事業計画書		○	○	1年
	収支予算書				
	貸借対照表		○	○	5年
	正味財産増減計算書				
	財産目録				
	事業報告書		○	○	5年
	監査報告書	正会員			5年
	公益目的支出計画実施報告書		○	○	5年
総会	総会議事録	正会員			10年
	総会資料	正会員			10年
	委任状	正会員			3ヶ月
	書面決議の議決権行使書	正会員			3ヶ月
	決議省略の同意書	正会員			10年
理事会	理事会議事録	正会員			10年
	理事会資料	正会員			10年
	決議省略の同意書	正会員			10年
委員会	委員会議事録	正会員			5年
	委員会資料	正会員			5年
役員選任に関する資料		正会員			5年
会計帳簿		役員			10年

(※1) 正会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

(※2) 理事、監事を記載。正会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

2016年10月5日理事会用参考資料

[→日本 JC 個人番号及び特定個人情報取扱規定](#)